### 令和5年度の美留和小学校特認校



特認校制度は、従来の通学区域は残したまま、特定の学校について通学区域に関係なく、町内のどこからで も就学を認めるものです。

町では令和3年度から、特色のある教育活動を行う小規模な美留和小学校で特認校制度を取り入れています。 保護者の責任で通学させることができ、学校行事やPTA活動などに参加できることなどの条件があります。

令和5年度の入学(転学)を希望する方は、お問い合わせいただくか、町公式ホームページをご覧ください。 申請書などはホームページからダウンロードできますので、11月末までに町教育委員 会へ提出してください。

学校見学は随時対応していますので、美留和小学校へお問い合わせください。

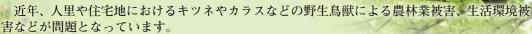
問い合わせ先/弟子屈町教育委員会管理課 四482-2945(課直通) 美留和小学校 四482-1097



**斯公式** ホームページ

美留和小学校 ホームページ

## キツネやカラスなどの野生鳥獣に 餌を与えないで!



キツネやカラスなどの野生鳥獣へ餌やりをすると、野生鳥獣がそれらの食べ物に依存してし まい餌付け状態になります。その結果人里に出没し、物置への侵入や畑の作物が荒らされるな どの被害が発生しています。

野生鳥獣と人がうまく棲み分け、共存していくためにも、野生鳥獣の生息地やその周辺では、 野生鳥獣をおびき寄せないように十分な注意を払いましょう。

問い合わせ先/役場農林課林務係四482-2936(課直通)

# 空き家状況調査にご協力ください

町では、空き家の利活用促進のため、町職員が地域の空き家調査 を実施しています。対象空き家について地域住民の皆さんにお聞き することがありますので、ご協力をよろしくお願いします。空き家 を所有していて活用を希望している方は調査員にご相談ください。 ▷調査期間/12月まで(予定)





▶調 査 員/弟子屈町地域おこし協力隊 小島萌、まちづくり政策課政策調整係 山野太郎 腕章とベストを着用し、身分証を携行しています。

また、町では空き家バンクを運用しており、現在まで71件の物件が登録され、58件が売買・賃 貸されています。空き家を探している方や町内に空き家を所有している方で制度の活用を希望す る方は、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 四482-2913(課直通)

# 弟子屈高校が「地域連携特例校」へ移行

近年の人口減少、少子高齢化は深刻な状況にあります。道内の中学校卒業者数も減少が見込まれる中で、北 海道教育委員会は学校の再編などにより望ましい学校規模の維持を図るため、今後の高等学校配置計画を立て ています。その案の中で、道立弟子屈高校は令和5年度から「地域連携特例校」として移行することが示され ました。

### 【高校の再編整備】

高校配置の基本的な考え方として、第1学年が2学級以下の高校は、学校規模や地元からの進学率などを総 合的に考慮し、順次再編整備をするとされています。

#### 【地域連携特例校とは】

第1学年が1学級の小規模高校であっても、近隣の高校への通学が困難で、かつ地元からの進学率が高い高 校は、再編整備を留保し、「地域連携特例校」として位置づけ、近隣の高校(協力校)と授業や学校行事などに 関する連携のほか、遠隔授業配信センターからのオンライン授業で教育環境の充実を図ります。

近隣では、阿寒高校や羅臼高校、標津高校などが、既に地域連携特例校となっています。

#### 【生徒数の状況】

弟子屈中学校・川湯中学校を卒業する生徒は、近年50人前後で推移しています。そのうち弟子屈高校への入 学生はその半数以下の状況が続いており、令和3年度の入学生は23人、令和4年度は22人です。学級数は、令 和2年度から全学年が1学級ずつとなっており、近年の地元中学校からの進学率は、令和3年度で42.3%、令 和4年度で45.8%であり、目安とされる50%を下回っている状況です。また、今後、町内の中学校卒業者数は、 40人前後まで減少していく見込みです。

### 【高校存続のために】

学校を存続させるための「地域連携特例校」ですが、1年生の在籍者数が20人未満となり、さらに生徒数の 増加が今後も見込まれない場合には、学校再編を検討するとされています。

ただし、地域における高校の教育的機能維持向上に向けた具体的取り組みと、その効果を考慮し、10人未満 になるまでは再編整備を留保するとされています。

町は、これまで同校存続のために公設民営塾の設置、学校活動への補助や遠距離通学者への補助などを実施 してきました。これからも同校を維持存続していくために、学校と地域が連携した高校の魅力化や特色づくり を図っていきますので、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

### 高校も教育用タブレット導入

•••••

同校でも教育用タブレット端末を利用した学習が始まり ます。

道教育委員会は、生徒1人1台端末の利用を令和4年度 の入学生から実施することとしています。しかし端末の購 入は各家庭の負担が大きくなることから、昨年12月に同校 PTAが町へ支援要望をし、6月3日に町からの補助金で購 入した全校生徒分のタブレット端末84台が、同校に無償で 引き渡されました。

6月28日には全校生徒へ端末が貸与され、同校体育館で 全校生徒に実施された説明会の中で生徒自身がユーザー登 録を行いました。これからさらに同校の授業の幅が広がる ことが期待されます。





問い合わせ先/町教育委員会管理課24482-2945(課直通)